

平成30年7月5日

保護者様

さいたま市立中尾小学校  
校長 田中 一秀

### 緊急時の下校の仕方について

盛夏の候、保護者の皆様にはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。  
さて、本校では、緊急時の児童の下校について、以下の方針で対応しております。  
つきましては、下記の配慮事項をご確認のうえ、緊急時に児童が安全に下校できますようご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 学校から保護者等へ児童の引き渡しが行われるとき
  - (1) 児童の引き渡しを行う場合
    - ・さいたま市内のどこか1か所でも震度5弱の地震が観測された場合
    - ・地震等災害の影響で、電車等の公共交通機関や交通信号機が停止した場合
    - ・学校が火災及び校舎崩壊、不審者侵入等で児童に危険が及ぶと考えられる場合
    - ・関東地方における大規模地震発生が予告され、緊急避難が必要となった場合
    - ・その他、学校が保護者等へ児童の引き渡しを行う必要があると判断した場合
  - (2) 学校からの連絡について
    - ・学校安心メール及び本校webページを使い、保護者・地域に引き渡しを行うことをお知らせします。(通信関係の状況によっては、通じない場合があることも想定されます。)
    - ・警察署、防犯ボランティア、PTA会長及び役員にできる限り引き渡しを行うことをお知らせします。
  - (3) 保護者等引き取り者の対応について
    - ・引き取り者は、学校へ児童を徒歩で迎えに来てください。自転車、自動車等は使用しないでください。
  - (4) その他
    - ・さいたま市内のどこか1か所でも震度5弱の地震が観測された場合は、学校からの連絡がない場合でも児童の引き取りをお願いします。
    - ・引き取り者は、引き渡しカードに記載されている人または保護者通学班担当者(世話人)とします。
    - ・引き渡しが完了するまでは、児童は学校待機となります。
- 2 一斉下校が行われるとき
  - (1) 一斉下校を行う場合
    - ・台風、風水害及び交通規制・交通渋滞等で児童の登下校が困難と思われる場合。
    - ・その他、学校が一斉下校を行う必要があると判断した場合

(裏面に続く)

(2) 学校からの連絡について

- ・学校安心メール及び本校 Web ページを使い、保護者・地域に一斉下校を行うことと、一斉下校時刻をお知らせします。
- ・警察署、防犯ボランティア、PTA会長及び役員に一斉下校を行うことと、一斉下校時刻をお知らせします。

(3) 学校の対応について

- ・担任は、自宅に保護者がいない児童又は自宅に入れない児童を所定の場所に集めます。その児童は、保護者等へ引き渡しとします。
- ・通学班担当職員は、通学班の集合場所まで児童を引率し、自宅に入れない児童がいないか見守りを行います。通学班担当職員は、自宅に入れない児童がいた場合、該当児童を連れて学校に戻ります。学校に戻った児童は、保護者等へ引き渡しとします。(自宅に入れない児童がいた場合、保護者通学班担当者(世話人)が預かることは可能です。)

(4) 保護者の対応について

- ・保護者は、一斉下校で帰宅させては困る場合、学校に連絡してください。この場合、児童は、保護者等へ引き渡しとします。
- ・保護者通学班担当者(世話人)は、可能な限り通学班集合場所で待機し、児童の下校の見守りをお願いします。自宅に入れない児童がいた場合、通学班担当者または学校に連絡をお願いします。

(5) その他

- ・例えば、給食後や5時間目終了後など、下校時間を早める場合もあります。

3 学年ごとの下校が行われるとき

(1) 学年ごとの下校を行う場合

- ・地域に不審者及または強盗事件等が発生した場合
- ・その他、学校が学年ごとの下校を行う必要があると判断した場合

(2) 学校からの連絡について

- ・学校安心メール及び本校 Web ページを使い、保護者・地域に学年ごとの下校を行うことをお知らせします。
- ・防犯ボランティアに学年ごとの下校を行うことをお知らせします。

(3) その他

- ・時間割に従い、学年ごとに下校時刻が異なります。

4 登下校中に震度5弱以上の地震等が発生したとき

(1) 児童の対応

- ・児童は、学校又は自宅のいずれか近い方に行きます。しかし、危険が伴う場合や自宅に誰もいない場合などは、「子どもひなん所110番」等に避難します。

(2) 学校からの連絡について

- ・学校は、通学路等の状況を確認して、児童の安否確認を行います。安否確認の結果又は途中経過を学校安心メール及び本校 Web ページで保護者に報告します。
- ・学校は安否確認ができない児童がいる場合は、保護者に電話等で確認を行います。電話等でも安否確認ができない児童がいる場合には、担任等が家庭訪問をして児童の安否を確認し、保護者に連絡します。学校からの連絡の前に保護者による安否確認ができた場合は、学校へ電話等でご連絡ください。

(3) その他

- ・学校が保護した児童については、保護者等に引き渡しを行います。
- ・児童の安否確認ができない保護者は、学校に電話等により確認をしてください。